

# センターメンバー

～伊丹市で始まったペアレント・トレーニング～



伊丹市こども家庭課  
家庭相談員 市川 喜美

「ペアレント・トレーニング」とは？と思われる方も多いのではないでしょうか？

子どもの言動に親がすぐに反応して、感情的になり無用な親子喧嘩になることを出来るだけ少なくし、親と子の関係にグッドサイクルと呼ばれる良いサイクルを作っていくために、親がその基本事項を学んでいこうというものです。

ペアレント・トレーニングには、いろいろな人が多様なトレーニング法を確立していますが、伊丹市が現在実施しているのは CSP【コモン センス ペアレンティング】になります。

CSP の考え方は、1917 年アメリカのボーイズタウン（家のない非行少年のための入所施設）で始まった養育プログラムですが、日本では、その考え方が 2000 年から取り入れられ、すでに 15 年が経過しています。罰を与えるしつけの仕方では、子どもの行動変容を起こすことが困難であることがわかって来ているのです。重大な事件になる虐待事案や、非行問題（青少年の非行問題の多くの背景に虐待がある）は、ほんの小さな暴力から始まると言われています。

CSP は、認知行動療法の理論背景を基に、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルを親が体験的に学習する支援を目的に開発されたものです。

暴力的なしつけは、当初は子どもの行動変容に効果があるのですが、時間の経過とともに、どんどん暴力や暴言がエスカレートをしないとその威力を発揮しなくなります。そのため親子間にも有害なダメージを与えるばかりではなく、子どもの問題行動や親への不服従を強めることが報告されています。

暴力や暴言によるしつけから、それ以外のしつけ（誉めて教える・肯定的しつけ）を親が学習することで、親子関係を改善するグッドサイクルの実現につなげていく事が出来るのです。

子どもの問題行動が起こってから CSP を学ぶのではなく、子どもが幼いうちからグッドサイクルを作っていくプロセスを親が理解する事が大切です。親子関係が良好で問題行動のない、楽しい子育てが出来る様に、CSP の考え方をお役立てください。

## ご存じですか？ 「自転車に関する条例」

平成27年4月1日から兵庫県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。

この条例は、自転車が関係する事故の未然防止を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでいくものです。

### 条例の主な内容

- ・県民、事業者、交通安全団体、行政の役割と県民運動としての取組み
- ・交通安全教育の充実
- ・自転車の安全適正利用
- ・保険加入の義務化
- ・自転車道、自転車レーンなど自転車通行環境の整備等

条例の第8条には、「交通安全教育の実施」が掲げられています。

- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を実施する。
- 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を実施する。
- 事業者は、その従業者に対し、自転車関係法令の遵守、点検・整備等必要な教育を実施する。

また第11条には、「自転車の安全適正利用」について掲げられています。

- 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守、歩行者、自動車等の通行に十分配慮して自転車を利用する。
- 夜間に自転車を利用する時は、前照灯の点灯、尾灯の点灯、又は後部反射器材を装着する。
- 保護者は、その監護する幼児又は児童を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害軽減に資する器具を使用させるように努める。



### 10月の主な行事

- 7日（水）伊丹市少年補導委員連合会定例理事会
- 9日（金）少年を守る日 市内広報・一斉補導
- 13日（火）伊丹市少年進路相談員連絡会
- 15日（木）合同教育相談
- 16日（金）伊丹市青少年を守る店連絡協議会役員会  
量販店部会

## 「自転車保険」 入っていますか？

条例第13条に「自転車損害賠償保険等の加入」が掲げられています。

その中に、自転車利用者は、自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済（自転車損害賠償保険等）に加入しなければならない、とあります。

10月1日からこの加入が義務化されました。

### 義務化になった経緯

歩行者と自転車の事故については平成16年から平成25年までの10年間で1.9倍に増加しているほか、自転車が加害者になる事故により高額な損害事例が発生しています。

このため、被害者の確実な救済と併せて、自転車利用者が加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担の軽減を目的としています。また、加入することにより自転車利用者に事故の危険性を認識してもらい、安全な利用を促すことにもなると考え、保険加入が義務化となりました。

### ◆街頭補導の件数 暫定値《平成27年9月》

	幼小	中	高他	大人	計
声かけ・会話等	326	109	54	99	588
あいさつ	159	74	19	99	351
遊びに関して	21	15	8	0	44
ぐ犯・不良行為	0	4	21	0	25
交通に関して	23	8	44	123	198
計	44	27	73	123	267

### ◆電話・来所相談の件数 《平成27年9月》

	電話相談	来所相談
件 数	18	10
前月比	+7	+8
累 計	76	13

### ◆白ポスト回収状況 《平成27年9月》

	数 量	前月比	累 計
有害図書	156	-81	
有害AV	781	+274	
計	937	+193	5,189

### 白ポスト設置場所（市内16箇所）

草塚公園・阪急梅野駅・南センター・阪急新伊丹駅・阪急伊丹駅・いたみホール  
荒牧バラ公園バス停・荒牧バス停・北センター・中野西公園・裁判所前・山田バス停  
女性児童センター・JR伊丹駅1F・JR北伊丹駅南口駐輪場・西桑津バス停